

先行自治体調査について

「沖縄県の契約に関する条例」に基づく取組や、条例の施行状況の検証方法等の参考とするため、本県に先行して条例を制定した岩手県にヒアリング調査を行ったところ、その状況は以下のとおりであった。

なお、岩手県は、条例において施行後3年を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。現在、岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）その検証作業が行われているところであり、その状況について重点的にヒアリングを行った。

調査結果（概要）

1 審議会における論点と議論の状況

〔論点1〕 条例で規定する特定契約(*1)の範囲は適切か

（方向性）今後も報告制度の履行を確保できる契約件数が見込まれるため、現状維持の方向。

(*1) 岩手県では、一定金額以上の契約を特定契約と定め事業者には報告義務を課している。（条例第8条）

〔論点2〕 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲(*2)は適切か

（方向性）働き方改革関連法の記載も議論となったが、まずは中小企業への定着を図る取組を優先し、その状況を見ながら検討していくべきとの方向。

(*2) 岩手県では、条例に受注者等に対して遵守を求める法令（最低賃金法、健康保険法等）を明記している。（条例第7条）

〔論点3〕 特定受注者からの報告事項等は適切か

（方向性）事業者から県へ現状の報告項目で負担が大きいとの声はないが、審議会ではこれ以上増やすべきではないとの意見があり、現状維持の方向。

〔論点4〕 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか（賃金条項を設けるか）。

（方向性）審議会において様々な意見がでており、現時点では結論が出ていない。次回の審議会でも方向性を出す予定となっている。

2 条例制定後の各団体等からの意見・要望等について

- 県条例に対する意見・要望等はない。労働者団体等においては条例を制定していない自治体への働きかけが中心となっている。県条例の制定後、2市（花巻市、北上市）が新たに条例を制定した。

3 社会的価値向上に関する取組の検討状況について

- 取組の中で、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の入札時の評価等を検討する」との記載があるが、これは「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」について入札において加点することを想定している。明確な基準がないと入札における評価は難しいと考えている。

<補足>

- ・ 岩手県 HP によると、「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」の認証企業は、建設工事の入札参加資格審査における加点や、物品購入（10 万円以下）及び印刷物制作業務（30 万円以下）の契約における優先的取扱いがある。
- ・ 物品購入等においては、特定事業の契約において認証企業から見積書を取り発注することとしており、その旨県 HP でも PR している。

4 条例の効果検証、評価指標等についての考え方

- 報告義務を課している特定契約において、最低賃金法違反や社会保険に未加入のケースがないため、条例の実効性は担保されていると考えている。
- 賃金等の労働条件への影響については、社会情勢等の影響が大きいため、条例が直接的にどの程度影響したか把握するのは困難であると考えている。(*3)
- 特定契約の賃金の推移は資料として作成しているものの、調査対象企業が毎回異なるため、調査結果が上昇したことをもって効果ということは難しい。

(*3) 岩手県が行った条例制定県を対象とした調査結果（沖縄県で要約）

✓条例の評価・効果について

- ・ 入札や企画競争の評価項目として設定している企業認証等の件数が増えていることから条例が一定の貢献をしている（奈良県、愛知県）。
- ・ 取組方針に掲げた取組が進んでいることから成果が見られると考えているが、取組による影響を把握することは困難（長野県）。
- ・ 理念型条例であり、即効性や直接的な効果を目指すのではなく検証に馴染まない（岐阜県）。

✓労働条件等への影響について

- ・ 社会情勢の変化が大きく、条例による影響の有無は把握が困難（奈良県、愛知県）。
- ・ 理念型条例であり、即効性や直接的な効果を目指すのではなく検証に馴染まない（岐阜県）。
- ・ 実態調査等を実施しておらず、把握が困難（長野県）。